愛・地球博記念公園来園者動向等調査委託業務

仕様書

１　業務目的

　　2024年３月16日（土）のジブリパーク全５エリア開園後における愛・地球博記念公園来園者の動向等を調査・分析する。

２　契約期間

　　契約日から2026年３月31日（火）まで

３　業務内容

　　ジブリパーク全５エリア開園後の来園者動向及び開園効果について、関係機関へのヒアリングや人流データ等を用いて調査・分析する。

　　※　詳細は別途開催する本業務の説明会において提示する。

４　成果品

　⑴　成果品

　　　業務実施報告書（詳細版・概要版）

　⑵　提出形態

　　・紙媒体で５部（Ａ４判）

　　・電子データを記録した電子媒体（CD-R）で１部（Microsoft Wordなどの編集可能なデータとすること）

　⑶　提出期限

　　　2026年３月31日（火）まで

　⑷　その他

　　　業務実施報告書（詳細版・概要版）の暫定版を2025年12月26日（金）までに紙媒体で３部（Ａ４判）、電子データを記録した電子媒体（CD-R）で１部（Microsoft Wordなどの編集可能なデータとすること）提出すること

５　留意事項

　⑴　受託者は、本仕様書及び企画提案書の内容を遵守し、事前に県と十分協議を行った上で、事業計画を示すこと。本事業計画には、実施スケジュールや業務責任者の設置について分かりやすく記載すること。

　⑵　受託者は、県との連絡調整が速やかに行われる体制を構築すること。

　⑶　受託者は、進捗状況を逐次報告するとともに、県から進捗状況等について説明を求められた時は、速やかに対応すること。

　⑷　受託者は、県及び他の関係機関との各種調整及び法的手続きを適切に行うこと。

　⑸　受託者は、障害や事故等の問題が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。

　⑹　受託者は、成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果品の引渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとすること。

　⑺　受託者は、使用する図表やデータ、画像、映像等について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者は、その一切の責任を負うこと。

　⑻　受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、業務終了年度の翌年度から起算して５年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

　⑼　本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は本契約に含むものとし、受託者が負担すること。

　⑽　本業務はプロポーザル方式のため、プロポーザルで提案した事項は、県の指示がない限り実行すること。

　⑾　本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。